

給実甲第 号 (平成26年改正法附則第3条の規定に基づく号俸の調整について) 読替表

読替後	読替前
<p>3 調整の要領</p> <p>一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が適用日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の適用日における号俸とすることができます。この場合において、調整の際の規則9—8第23条(昇格の場合の号俸)の規定の適用については、その者の適用日前に行われた昇格(複数ある場合は、適用日の直近のものに限る。)がないものとした場合にその者が適用日に受けることとなる号俸を適用日の前日に受けているものとみなす。(別紙の例参照)</p> <p>イ 適用日前において昇格をした職員 当該昇格(複数ある場合は、適用日前の直近のものに限る。以下同じ。)が<u>行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則9—8の規定を適用した後適用日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした場合</u></p> <p>ロ 第1項に規定する職員(イに掲げる職員を除く。) その者の前二項に規定する規則9—8各条の規定に基づく号俸の決定が適用日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が<u>行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則9—8の規定を適用した後適用日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした場合</u></p>	<p>3 調整の要領</p> <p>一 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が適用日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の適用日における号俸とすることができます。この場合において、調整の際の規則9—8第23条(昇格の場合の号俸)の規定の適用については、その者の適用日前に行われた昇格(複数あるときは、適用日の直近のものに限る。)がないものとした場合にその者が適用日に受けることとなる号俸を適用日の前日に受けているものとみなす。(別紙の例参照)</p> <p>イ 適用日前において昇格をした職員 当該昇格(複数あるときは、適用日前の直近のものに限る。以下同じ。)が<u>適用日に行われたものとした場合</u></p> <p>ロ 第1項に規定する職員(イに掲げる職員を除く。) その者の前二項に規定する規則9—8各条の規定に基づく号俸の決定が適用日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が<u>適用日に行われたものとした場合</u></p>